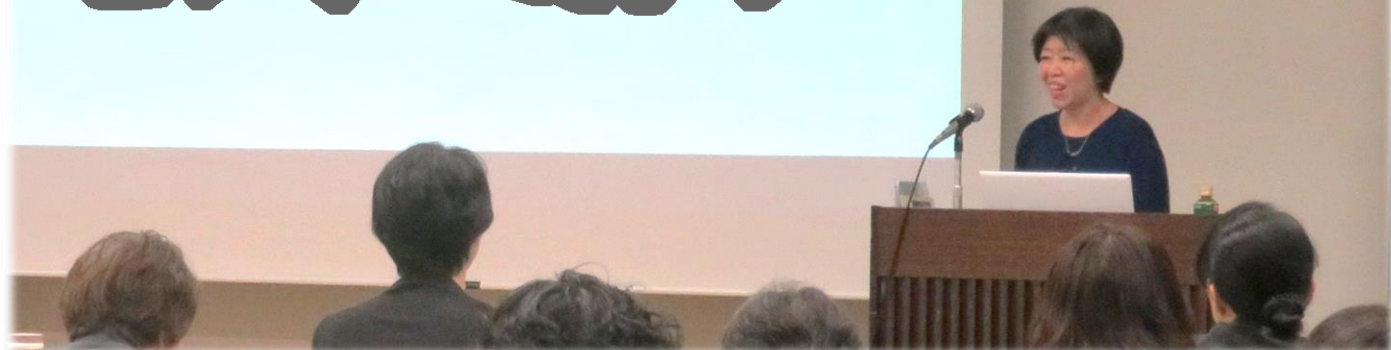




表紙写真：手話通訳者現任研修会

今号のピック

改正障害者差別解消法が施行されました

■ 所長 西條保幸

令和3年に改正された障害者差別解消法がこの4月に施行されました。
これまで努力義務とされていた事業者の合理的配慮の提供が義務化されました。

社会モデルに基づく障害の解消

差別解消法では社会モデルに基づく障害の解消という考え方が採用されています。この社会モデルでは健常者にも障害があると考えられます。例えば、行く手に断崖絶壁がある場合、健常者でも上がることはできませんが階段をつくれば上がる事が出来ます(障害は解消された)。さらにエレベータを設置すれば車イスの人も上がる事が出来るようになります(同じく障害は解消された)。社会モデルでは医学的な障害のあるなしに関わらず社会には多くの障害があり、その解消に対して健常者と障害者の間には程度の差があるだけで基本的には同じことと考えます。しかし、健常者にはこの社会はすでに多くの社会的障害が取り除かれているので障害のある人に対しても合理的配慮の提供や環境の整備によって社会的障害を取り除いていこうとするのが差別解消法の考え方です。もちろんこの障害には施設や設備に留まらず、制度や慣行、観念なども含まれます。

建設的対話について

基本方針を読んで、なるほどと思ったのは建設的対話の重要性です。法が施行されても、合理的配慮の提供は障害のある人から「社会的なバリアを取り除いて欲しい」との意思表示があったときに、「その実施に伴う負担が過重でないとき」に実施されるとされています。では経費がかかりすぎるなど負担が過重であるときはどうするのか？基本指針では障害のある人と事業者間の対話を通じて相互理解を深め共に対応案を検討していく建設的対話が重要としています。なあん

だ、と思われるかも知れませんが、平素の社会生活でも何らかの問題が生じたときには、双方が個別・具体的に真摯に課題に向かい合えば大抵のことは解決できることを私たちは経験で知っています。差別解消法においてもこの考え方が重要だと示しています。

官公庁と事業者の取り組み

この法律では、国の機関は基本方針に則して「国等職員対応要領」を定め、地方公共団体は「地方公共団体等職員対応要領」を定めるよう努めるとあります。岡山県では「岡山県における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」を策定済みです。また、事業者についてはその事業者の主務大臣が「対応指針」を定めることとしており、各事業者は対応指針を参考にして、障害者差別の解消に向けて自主的に取り組みますが、違反があった場合は、主務大臣は事業者に対して報告、助言、指導若しくは勧告できるとされ、報告をしなかった事業者には罰則規定も設けられました。～前例がありません、特別扱いできません、もし何かあったら、当社のマニュアル上～などの言葉で対応を拒否することは法律上できなくなりました。今後は、不便なことがあったら合理的配慮をすることが当たり前じゃないか、という考え方が一般的になるように、ひとり一人が法の内容を理解して自分に出来ることを実践していくことが求められているんだと思います。

さて、猛暑の季節が近づいてきました。ビールはおいしくなりますが飲み過ぎには要注意。夏バテなどしませんように。健康第一で頑張ってください。





6月1日から勤務しております。これまで倉敷市を中心に手話に関わる活動をしてきました。まだまだ至らないところがありますが、センターに来所される皆さまが笑顔になって帰っていただけるように頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

研修会のご報告

1. 情報をリアルタイムに届ける仕組み _____ 要約筆記者現任研修会（聴覚障害者関係研修事業）

6月8日（土）きらめきプラザ 401 会議室で、要約筆記者を対象とした研修会を開催し、63 人の参加がありました。

まず、「いざという時のための聴覚補償」というテーマで岡山大学病院聴覚支援センター 准教授 片岡祐子氏に講演いただきました。聴覚障害者が適切な情報を得られず火事や災害から逃げ遅れる事態を防ぐため、情報をリアルタイムに届ける仕組みを研究されています。救急車のサイレン音を腕時計型端末が感知し、振動と同時に画面表示で知らせるアプリを開発中とのこと。他に、加齢性難聴の早期発見プロジ



ェクトとして、全国的にも珍しい聴力検査専用の検診車が専門医のいない地域を巡回するとのお話もあり先進的な取り組みを知る良い機会となりました。

次に、改正された障害者差別解消法について、岡山県障害福祉課 総括参事 藤本賀隆氏に講義いただきました。合理的配慮の提供に当たっては、障害者と事業者が対話を重ね、共に解決策を検討していく“建設的対話”が重要となります。講義の後は小グループに分かれ、合理的配慮に関わる事例を出し合いました。自分の経験と重ね合わせ話し合うことで差別解消法への理解を深めました。



2. 誰のための支援か _____ 手話通訳者現任研修会（聴覚障害者関係研修事業）

6月23日（日）きらめきプラザ 301 会議室で、手話通訳者を対象とした研修会を開催し、81 人の参加がありました。午前は、岡山県聴覚障害者福祉協会の庄田正子氏に「日本手話をもう一度見直そう」というテーマで実技演習をしていただきました。



手話文法の確認や意味をつかんで表出する練習をしました。習得が難しい日本手話ですが、そのポイントや日本手話に近づくヒントを学ぶことができました。

午後は（社福）ひょうご聴覚障害者福祉事業協会 事務局長の橋詰恭子氏に「一人一人を大切にする支援」というテーマで講演いただきました。協会が運営する特別養護老人ホーム淡路ふくろうの郷では、入所者の年表を作成する中で、その人への理解を深め、その人に合わせた支援を行っているそうです。支援の目的は何か、誰のための支援かと考えていくと、年表が支援ツールのひとつになるということでした。最後に、私たちは何のために何を大事に考えて通訳をするのかという問いかけがありました。参加者それぞれが自分を振り返る機会となりました。

センターの とりくみ

センターのホームページをご活用ください

センター主催行事が一目でわかるようカレンダーの掲載を始めました。ホームページには主催行事や講座募集の案内、県内の映画館で上映される日本語字幕付き邦画の情報なども掲載しています。また、ろう者の手話語りも随時更新しています（TOP ページの上部【映画・動画】－【手話語り】）。



こちらからも
手話語りのページに
アクセスできます

イベント お知らせ 参加費無料

主催・申込・問合せ 岡山県聴覚障害者センター

FAX 086-224-0236 電話 086-224-0221 E-mail okaty@kirameki-plz.com

いずれも手話通訳・要約筆記つき。参加費は無料です。悪天候等の状況により中止又は延期となる場合がありますので、センターのHPをご覧ください。



1

災害救援専門ボランティア研修会 能登半島地震での支援活動の経験

令和6年能登半島地震に際し、岡山県は保健師等を被災地に派遣しました。第1陣として1月6日に珠洲市へ派遣された保健師をおむかえし、現地の被災状況や活動についてご講演いただきます。

●日 時：令和6年9月1日(日) 13:30~16:00

●場 所：きらめきプラザ 3階 301会議室

●内 容：①講演「能登半島地震での支援活動の経験」

講師 岡山県疾病感染症対策課 副参事 森本 健介氏(保健師)

②遠隔通訳の実施訓練

●対象者：登録手話通訳者、登録要約筆記者、聴覚障害者、聴覚障害者の福祉や防災に関心のある方

2

県北での初めての開催 電話リレーサービス利用登録会

電話リレーサービスの仕組みや利用方法などを説明します。聴覚障害の方が電話リレーを利用するには事前登録して1週間程度かかりますが、本登録会ならその場で電話リレーが使えるようになります。

●日 時：令和6年8月17日(土) 13:30~15:30

●場 所：津山市中央公民館 2階中会議室 (津山市大谷600番地)

●対象者：どなたでも参加できます

●申 込：「氏名、住所、FAX番号、電話リレーサービス利用登録会 参加希望」をご記入のうえ、FAXまたはメールで聴覚障害者センターへお申し込みください。

●その他：一般財団法人日本財団電話リレーサービスが主催し、聴覚障害者センターが協力をしています

3

夏休み特別企画 のびのび子どもひろば

聴覚障害のある子もない子と一緒に楽しもう！今回は、獣医さんから動物のお話をききます。

●日 時：令和6年8月5日(月) 14:00~16:00

●場 所：岡山県聴覚障害者センター

●内 容：獣医さんのおはなし、絵本の読み聞かせ、工作 ほか

●申 込：保護者氏名、電話番号、お子さんのお名前・ふりがな・学年をご記入のうえ FAX またはメールで聴覚障害者センターへお申し込みください。

4年ぶりにかき氷
が復活するよ



お知らせ

岡山県聴覚障害者センターの指定管理者である公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会 中西厚美氏が6月16日開催の定期社員総会をもちまして会長を退任いたしました。在任中は格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。後任には東 久示氏が就任いたしました。何とぞご高承のうえ、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



中西前会長

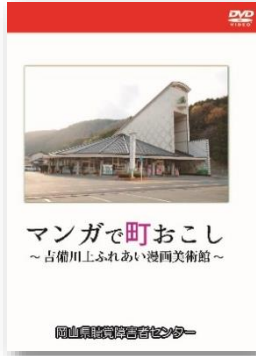
東新会長

自主制作 DVD

聴覚障害者センターが企画・制作した 3 作品をご紹介します。ライブラリーで貸出をしています。ぜひご覧ください。

◆「マンガで町おこし

～吉備川上ふれあい漫画館～」



吉備川上ふれあい漫画美術館は1994年4月に旧川上町(高梁市)に開館しました。町民をはじめ全国から寄贈されたマンガが約12万冊所蔵されており、来館者は毎年2万人以上。大正時代のマンガから最新のマンガまでさまざまなジャンルの作品があり、子どもから大人まで楽しめます。川上町の町おこしと漫画美術館について紹介します。

マンガまでさまざまなジャンルの作品があり、子どもから大人まで楽しめます。川上町の町おこしと漫画美術館について紹介します。

【職員のひとこと】

館内には岡山ゆかりの漫画家の特集コーナーがあります。出身を公表している漫画家だけでも70人以上と知り驚きました。「ナニワ金融道」(青木雄二、津山工業高校卒業)や「ドーベルマン刑事」(平松伸二、高梁市出身)、「推しが武道館いってくれたら死ぬ」(平尾アウリ、倉敷市出身)など、アニメやテレビドラマ、実写映画化された人気作品も多数あります。特集コーナーには1200冊以上ありオススメです。障害者手帳をお持ちの方は入館料が無料ですよ。

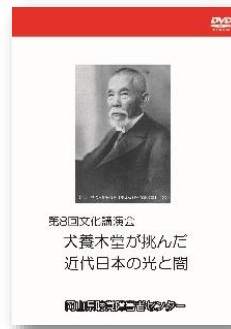
◆「ジーンズのまち 児島」

倉敷市児島はジーンズの聖地と呼ばれています。地元ジーンズメーカーが軒を連ねる「ジーンズストリート」は全国のジーンズファンから注目を集めるなどジーンズ産業が盛んです。実は、国産ジーンズを初めて作ったのが児島でした。児島がジーンズのまちと呼ばれるようになった経緯を児島の歴史とともに紹介します。



◆「第8回文化講演会

犬養木堂が挑んだ近代日本の光と闇」



昭和6年12月、第29代内閣総理大臣に就任した犬養毅(木堂)。満州事変があり軍部台頭の中、民主主義のもとでの政党政治を求め、軍縮と産業立国を目指しますが、翌年五・一五事件で海軍青年将校らの凶弾に倒れます。木堂が挑んだ近代日本の光と闇とは。

編集後記

岡山県聴覚障害者センターの指定管理者として、開所当初から公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会の会長を務めた中西厚美氏がこのたび勇退されました。センター設立の準備期間から5期目の指定管理を受けるまでの約20年間、センターの安定した運営に貢献されました。手話講座の開講式は毎回出席して受講生を激励いただきました。センターに来られたときは必ず職員に声をかけてコミュニケーションをはかり、周囲に気遣いができる信頼のおける上司でした。長年にわたりご尽力いただき誠にありがとうございました。今後の末ながいご健勝とご活躍をお祈りいたします。



開館カレンダー

- ◆開館日 月・水～金曜日 9時～19時
土・日曜日 9時～17時
- ◆閉館日 毎週火曜日、国民の祝日、火曜日が祝日の場合その翌日も休館、年末年始

	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
7月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	3
8月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
9月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				